

横須賀海洋少年団団則第4条、第5条を実施するため、横須賀海洋少年団個人情報管理規則を次のように定める。

令和 3年 7月24日

横須賀海洋少年団 団長 道家 一成

### 横須賀海洋少年団個人情報管理規則

#### (目的)

第1条 この規則は、横須賀海洋少年団（以下、団という。）における個人情報の管理及び取扱いに関する基本的事項を定めることにより、団の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する事を目的とする。

#### (定義)

第2条 団が取り扱う個人情報の定義は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）（以下、保護法という）第2条及び連盟個人情報規則第2条の規定に基づき、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会員の氏名、性別、住所、電話番号、電子メールアドレス、学校名、学年、職業、映像等
- (2) 役員名簿、団員名簿、会員名簿、友の会会員名簿
- (3) 会員の団における活動等の履歴
- (4) 団の発行する著作物及び電子的著作物に掲載される写真等の映像及び音声
- (5) 会員及び入団希望者等の氏名、性別、住所、電話番号、電子メールアドレス、学校名、学年、職業、映像等

#### (利用目的の特定及び制限)

第3条 利用目的の特定は、保護法第15条及び連盟個人情報規則第4条の規定に基づき、次に掲げる各号によるものとし、利用目的による制限は保護法第16条の規程によるものとする。

- (1) 個人情報、この団則に規定する事業のために利用する。
- (2) 連盟へ提出する文書
- (2) 会員及び入団希望者への訓練日程等の連絡及び通知するための連絡
- (3) 団の発行する著作物及び電子的著作物

#### (取得及び利用目的の通知等)

第4条 取得は保護法第17条の規定に基づき、適正かつ厳格に行うものとし、取得に際しての利用目的の通知等は保護法第18条の規定に基づき通知するものとする。

(データ内容の正確性の確保)

第5条 データ内容の正確性の確保は保護法第19条の規定に基づき正確性を確保するための確認を行なうものとする。

(安全管理措置)

第6条 団の個人情報を保護法第20条の規定に基づいて適正に管理するにあたり、会員が個人で所有するパーソナルコンピューター等の電子機器には記録させないものとし、個人情報が記録されている電子媒体(電子式、磁気式、光学式及び光磁気式のリムーバブルメディアで読取と書込みが可能な物の全て)を施錠可能な金属製の箱に入れて管理する。また、個人情報が記載された印刷物(パソコン等のプリントアウトも含む)は第三者が安易に閲覧等できないように措置を講ずるとともに、用途以外のものは全て裁断して処分するものとする。

2 保護法第21条の規定に基づき、次の各号に掲げる管理者及び取扱者を定める。

(1) 管理者 団長

(2) 取扱者 副団長、指導者及び事務局員

(第三者提供の制限)

第6条 第三者提供の制限は保護法第23条の規定に基づくものとする。

(教育及び監督)

第7条 管理者は取扱者に対して、個人情報の取扱いに関する法令等及び本規則の周知等の教育に努めるとともに、個人情報の取扱いにあたっては法令等及び本規則を遵守させるような監督を行なうものとする。

(苦情の処理)

第8条 個人情報の取扱いに関する苦情については、管理者が窓口となり、その対応に関しては取扱者と調整し、適切に処理するものとする。

(秘密の保持義務)

第9条 団の役員及び職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(改 廃)

第10条 この規則の改廃は、運営委員会の決議を経て行なう。

## 附 則

この規則は、令和3年7月24日から施行する。